

# 2026年10月1日から 外国人の在留手続 に関する手数料が 改定されます。

在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。  
なお、2026年9月30日までに受付した申請については、  
当該申請に係る許可が10月1日以降となっても、  
改定前の手数料による納付となります。



## 在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

| 許可           | 申請方法  | 改定前の手数料 |
|--------------|-------|---------|
| 在留資格<br>変更許可 | 窓口    | 6,000円  |
| 在留期間<br>更新許可 | オンライン | 5,500円  |



| 許可期間     | 申請方法  | 改定後の手数料  |
|----------|-------|----------|
| 3月以下     | 窓口    | 10,000円  |
|          | オンライン | 10,000円※ |
| 3月超6月以下  | 窓口    | 18,000円  |
|          | オンライン | 15,000円※ |
| 6月超1年未満  | 窓口    | 25,000円  |
|          | オンライン | 21,000円※ |
| 1年       | 窓口    | 33,000円  |
|          | オンライン | 27,000円※ |
| 1年超3年未満  | 窓口    | 48,000円  |
|          | オンライン | 42,000円※ |
| 3年以上5年未満 | 窓口    | 64,000円  |
|          | オンライン | 56,000円※ |
| 5年以上     | 窓口    | 75,000円  |
|          | オンライン | 65,000円※ |

| 許可   | 申請方法 | 改定前の手数料 |
|------|------|---------|
| 永住許可 | 窓口   | 10,000円 |



| 許可   | 申請方法 | 改定後の手数料  |
|------|------|----------|
| 永住許可 | 窓口   | 200,000円 |

※オンライン申請の場合、手数料はコンビニ決済又は銀行決済による納付のみとなり、収入印紙による納付はできません。また、上記手数料のほかに、別途決済手数料が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



世界をつなぐ。未来をつくる。

**出入国在留管理庁**  
Immigration Services Agency



出入国在留管理庁 ホームページTOP  
Immigration and Immigration Control Agency Home Page TOP  
<https://www.moj.go.jp/isa/>

オンライン申請について  
About Online Application

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>

